

医療安全対策指針

永井病院(以下「病院」という。)は、患者様および病院職員に、適切かつ安全で質の高い医療環境を提供するため、院内における個人レベル及び組織における医療安全対策に取り組むため指針を制定し、実践する。

1. 院内医療安全対策に関する基本的な考え方

医療従事者の不注意が医療上望ましくない事態を引き起こしかねない状況をつくった場合、医療事故につながる可能性を考え、速やかに報告、伝達をおこなうこととする。感染症発生の際には、事例について速やかに調査を行い原因究明し、これを改善する。このため、全部署及び全職員に医療安全対策委員の必要性、重要性を周知徹底し院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

2. 院内医療安全対策のための委員会に関する基本的な考え方

- ◎ 院内医療安全対策の周知及び実施を迅速に行うため、院内に組織横断的に活動する医療安全対策委員会を設置する。
 - ① 委員会は医師・看護部長・病棟師長・薬剤部門の責任者・検査部門の責任者・事務部門の責任者等から構成される。
 - ② 委員長は病院長の任命により決定し、委員会は委員長が召集する。
 - ③ 委員会は定例会とし、月1回、原則第2水曜日に開催し、医療安全対策に関する事項を検討する。その他、必要に応じてその都度開催する。
- ◎ ヒヤリハット事例分析部会を設置し各部門の問題を検討し医療安全対策委員会の下部組織として活動する。
 - ① ヒヤリハット事例分析部会は医療安全管理講習会を受講した看護師、薬剤師、臨床検査技師、事務部門等から構成される。
 - ② 責任者は、医療安全管理者とする。
 - ③ 会議は定例会とし、月1回、原則第2月曜日(医療安全委員会同週の月曜日)に開催し、医療安全対策委員会と相談して医療安全対策の実際を現場に提言するとともに医療安全管理部門に報告し協議し医療安全対策の実践モデルとなる。

3. 院内医療安全対策のため職員に対する研修に関する基本方針

- ① 全職員を対象に院内医療安全対策に関する講習会を年2回開催する。
- ② 新規採用職員に医療安全対策に関する教育を行う。
- ③ 職種別に必要に応じて講習会を行う。

4. ヒヤリハット事例や報告に関する基本方針

- ① 医療事故防止のため、ヒヤリハット事例発生状況を医療安全対策委員会にて報告する。
- ② ヒヤリハット事例発生時は速やかに上司に報告を行い、ヒヤリハットレポート用紙に発見者もしくは関係者が記入のうえ部署長に提出する。
- ③ ヒヤリハットレポートを月末に医療安全対策委員に提出する。

5. 院内医療安全対策の対応に関する基本方針

- ① 医療事故が疑われる場合、速やかに医療安全対策委員または所属長に報告し、委員及び所属長は医療安全対策委員長に報告する。
- ② 医療安全対策委員長は速やかに医療安全対策委員を招集し、委員会を開催する。
- ③ 医療事故の詳細、経緯、発生場所、期間などを調査し、対応策を協議、実施する。
- ④ 委員長は、追跡調査を行い、医療事故に対する対応、処置などの確認を行う。

6. 患者等に対する当院医療安全対策指針の閲覧に関する基本方針

- ① 本指針は、患者及び家族が閲覧できるものとする。
- ② 病院のホームページにて一般に公開するようにする。

7. 院内医療安全対策院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- ① 院内医療安全対策マニュアルを作成し、マニュアルに応じた医療安全対策を職員全員に周知徹底する。
- ② 医療安全対策委員会は、その時々々の医療安全対策の動向に注意し、医療安全対策マニュアルの改正を行なう。

医療安全対策委員会指針

平成18年11月14日ヒヤリハット委員会にて見直し

平成20年7月8日一部改訂(名称変更)

平成21年一部改訂(構成メンバー)変更

平成22年11月11日一部改訂と追加ヒヤリハット事例分析部会発足

ヒヤリハット事例分析部会構成メンバー追加

平成23年11月1日医療安全対策指針変更

平成25年2月8日より医療安全対策マニュアルを作成

平成26年7月10日一部改定(下線部分)

平成27年4月 8日一部改定(下線部分)